

国民健康保険税率改定の考え方

- ① 「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」に基づき、保険税率設定の見直しにより、平成31(2019)年度、平成33(2021)年度及び平成35(2023)年度において、それぞれ3億円の赤字解消・削減に取り組む。
- ② 均等割額については、1回の改定で1.15を超えないこととする。
所得割税率については、1回の改定で1.5を超えないこととする。
- ③ 所得割税率については、各区分での保険税充足率を算定し、不足分を改定する。特に介護保険分では、介護保険制度の性質から他の区分からの充足がないように改定する。
- ④ 応能割(所得割)と応益割(均等割)の賦課割合については、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、6対4を基本とし、段階的に移行する。

○現行税率

区分	所得割税率	均等割額	賦課割合 (応能応益比率)
医療分(基礎課税分)	7.35%	21,800円	67.8 : 32.2
後期高齢者支援金等分	2.20%	6,400円	68.7 : 31.3
介護保険分	1.40%	9,000円	57.8 : 42.2
医療分、支援金等分及び介護分の合計 (40歳以上65歳未満の被保険者)	10.95%	37,200円	
医療分と支援金等分の合計 (上記以外の被保険者)	9.55%	28,200円	

○税充足率

医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
96.7%	77.1%	67.5%	89.2%

(平成28年度決算から算定)